

一般社団法人 愛媛県介護福祉士会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、一般社団法人愛媛県介護福祉士会と称する。(以下「本会」という。)

(主たる事務所の所在地)

第 2 条 本会の事務所を愛媛県松山市に置く。

2 本会は、理事会の議決により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目 的)

第 3 条 本会は、介護福祉士の職業倫理の向上、介護福祉に関する専門的教育及び研究を通して、その専門性を高め、介護福祉士の資質の向上と介護に関する知識、技術の普及を図り、もって県民の社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

2 本会は、前項の目的を達成するために、次の事業を行う。

- ①介護福祉士の職業倫理の向上に資する事業
- ②介護福祉の向上と開発改善に資する事業
- ③介護福祉を通じて、社会福祉の増進に資する事業
- ④介護福祉士の資質の向上に関する研修会等の開催に関する事業
- ⑤介護福祉士の教育機関に協力し、教育の向上に資する事業
- ⑥介護福祉に関する刊行物の発行及び調査研究に関する事業
- ⑦介護福祉士の社会的地位の向上と相互福祉に関する事業
- ⑧協力団体との連絡調整及びその事業への協力に関する事業
- ⑨その他本会の目的を達成するために必要な事業

(公 告)

第 4 条 本会の公告は、電子公告により行う。 <http://www.e-kaishikai.net/>

ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法又は本会の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(機 関)

第 5 条 本会は、本会の機関として社員総会（以下「総会」という。）及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第 2 章 会 員

(資格の得喪)

第 6 条 本会の会員は、次の 4 種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

- ① 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法第 4 2 条の規定により介護福祉士として登録した者であって本会の目的趣旨に賛同し、会費を納入した者
- ② 準会員 本会の目的趣旨に賛同し、介護福祉士資格を保有しない者であって、且つ本会が別に定める規程条件を満たし、会費を納入した者
- ③ 賛助会員 本会の事業を援助する個人又は団体であって、かつ理事会の承認を得た個人又は団体であり、賛助会費を納入した個人又は団体
- ④ 名誉会員 本会に特別の功労があった者又は学識経験者であって、理事会の推薦により総会の承認を得た者

(会 費)

第 7 条 正会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 準会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

3 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(入 会)

第 8 条 正会員、準会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 入会が認められた正会員、準会員及び賛助会員は、1 ヶ月以内に会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 9 条 本会の会員は、次の各号に該当する場合は、退会したものとみなす。

- ① 会員が退会を申し出たとき。
- ② 会員が死亡したとき。
- ③ 会員が社会福祉士及び介護福祉士法第 3 2 条の規定により、登録を取り消されたとき。又は登録を抹消したとき。
- ④ 正当な理由なく会費を 1 年以上納入しないとき。

(除 名)

第 1 0 条 会員が本会の名誉を毀損し、又は本会の目的趣旨に反する行為があった時は総会の特

別決議により会員を除名することができる。

- 2 前項の規定により会員を除名しようとする時は、その会員に当該総会の日から一週間前までにその旨を通知するとともに、除名の特別決議を行う総会において、その会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は返還しない。

第 3 章 役 員

(役員の種類及び定数)

第12条 本会に次の役員を置く。

理 事 10名以上15名以内

監 事 2名以上3名以内

- 2 理事の内1名を会長とし、3名以内を副会長とする。

(役員を選出)

第13条 理事及び監事は、正会員の中から総会において選出する。

- 2 会長、副会長、担当委員長は理事会において互選する。
- 3 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。

(役員職務)

第14条 会長は代表理事とし、本会を代表し会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐して、会長に事故がある時又は会長が欠けた時は、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、会務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - ① 本会の会計を監査すること。
 - ② 理事の業務執行状況を監査すること。
 - ③ 会計及び業務の執行について不正の事実を発見した時は、これを総会に報告すること。

(役員任期)

第15条 役員任期は、選任後2年以内に終了する最終の事業年度に関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により就任した役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了した後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第16条 役員が次の各号の一に該当する時は、総会の特別決議に基づき、解任することができる。但し、その役員に対し、総会の前に弁明の機会を与えなければならない。

- ① 心身の故障のため、職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - ② 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があると認められたとき。
- 2 第10条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。

(役員報酬)

第17条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び、監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て報酬等として支給することができる。

(責任免除)

第18条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負い、法人法第112条の規定にかかわらず、この責任はすべての正会員の同意がなければ、免除することができない。

- 2 前項の規定にかかわらず、本会は役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、総会の特別決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度額として、免除することができる。

第 4 章 社 員 総 会

(種別)

第19条 総会は、定時総会及び臨時総会とする。

(構成)

第20条 総会は、社員たる正会員をもって構成する。但し、議決権を持たない会員の出席を妨げない。

- 2 総会における議決権は、正会員に1名につき1個とする。

(権能)

第21条 総会は、法人法及びこの定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 事業計画の決定及び事業報告書の承認
- ② 収支予算の決定及び収支決算報告書の承認
- ③ その他本会の運営に関する重要な事項及び一般社団法人法に規定する事項

(開催)

第22条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は次の各号の一に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- ② 総正会員の5分の1以上若しくは監事から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。

(召集)

第23条 総会は、会長が招集する。

2 会長は第22条2項の規定による請求があった時は、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日程、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第24条 総会の議長は、会長がそれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、会長が指名する副会長がそれに当たる。

(定足数)

第25条 総会は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

(決議の方法)

第26条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決する。

(書面表決等)

第27条 総会に出席できない正会員は、本会の他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

2 前項の場合における前2条の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 総会の議事については、法令で定めるところにより、次の事項等を記載した議事録を作成しなければならない。

① 日時及び場所

② 会員の現在数、出席者及び出席者氏名（書面議決者及び表決委任者にあつては、その旨を付記すること。）

③ 開催目録、審議事項及び議決事項

④ 議事の経過の概要及びその結果

⑤ 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- ① 総会に付議すべき事項
- ② 総会の議決した事項の執行に関する事項
- ③ その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第31条 理事会は、会長が必要と認めた時、又は会長以外の理事及び監事から会議の目的たる事項を示して、会長に請求があった時に開催する。

(召集)

第32条 理事会は、会長が招集する。

(議長)

第33条 理事会の議長は、会長又は会長が指名する副会長がこれにあたる。

第6章 名誉会長、顧問及び参与

(名誉会長、顧問及び参与)

第34条 本会に、名誉会長、顧問及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問及び参与に関する事項は、理事会の議決を経て会長が別に定める。

第 7 章 財産 及び 会計

(財産の構成)

第 3 5 条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ① 会費
- ② 寄付金品
- ③ 財産から生じる収入
- ④ 事業に伴う収入
- ⑤ その他の収入

(財産の管理)

第 3 6 条 本会の財産は、会長が管理し、その方法は総会の議決によって別に定める。

(経費の支弁)

第 3 7 条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び収支予算書)

第 3 8 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算書は、会長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(暫定予算)

第 3 9 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しない時は、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入支出することができる。

2 前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第 4 0 条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、財産目録等として作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時総会の承認を得るものとする。

(事業年度)

第 4 1 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

第 8 章 定款の変更 及び 解散

(定款の変更)

第 4 2 条 この定款は、総会において出席した正会員の半数以上であって、正会員の 3 分の 2 以上の議決を得なければ変更することができない。

(解 散)

第 4 3 条 本会は、総会において総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の議決を得て解散する。

第 9 章 事 務 局

(設置等)

第 4 4 条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び職員は、会長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第 1 0 章 情報公開 及び 個人情報の保護

(情報公開)

第 4 5 条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第 4 6 条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の議決により別に定める。